

介護保険料の納付方法について

65歳以上の方の介護保険料の納付方法には、年金から天引きされる「特別徴収」と納付通知書によって銀行等の窓口およびコンビニエンスストアで納付（もしくは口座振替）していただく「普通徴収」の2つの方法があります。

特別徴収（年金からの天引きによる納付）

➤ 該当する方

65歳以上で公的年金（老齢基礎年金、国民年金、厚生年金、共済年金等）を年間18万円以上受給している方。

➤ 天引きの方法

年金支払月（4月、6月、8月、10月、12月、2月の6回）に支払われる年金から天引き

➤ 仮徴収と本徴収

・4月から9月まで（年金支給月のうち、4月・6月・8月）の介護保険料は、2月の保険料と同じ額がそのまま天引きされます（仮徴収）。

・10月から翌年の3月まで（年金支給月のうち、10月・12月・2月）については、前年の所得により年間保険料額を決定し、前述の仮徴収合計額を差し引いた金額が天引きされます（本徴収）。

普通徴収（納付通知書（もしくは口座振替）で納付）

➤ 該当する方

- ・年金を受給されていない方
- ・公的年金の年間受給額が18万円未満の方
- ・老齢福祉年金のみを受給されている方
- ・4月2日以降に転入されたり、または65歳になられたことにより根室市の第1号被保険者になられた方

➤ 納付の方法

納付通知書により銀行などの窓口およびコンビニエンスストアで納付していただきます。
便利な口座振替による納付もできます（各金融機関窓口でお手続きください。）

➤ 納付する月

- ・4月から翌年3月までの1年分を、7月から翌年3月まで毎月1期づつ9回でお支払いいただきます。
また、口座振替による納付の場合も同じです。
- ・転入された方は転入月から、65歳になられた方は65歳に到達した月から月割で納付していただくこととなります。

普通徴収から特別徴収へと徴収方法が変更になる方

➤ 該当する方

前年度中に資格を取得された方（転入され、または65歳になられた方など）や前年度中に保険料の変更で特別徴収が中止になっていた方、65歳以上で新たに年金の裁定を受けた方で、公的年金を年間18万円以上受給することとなった方。

➤ 納付の方法

特別徴収に変更される月から翌年3月までの各年金支給月に年金より天引きされます。

特別徴収に変更されるまでは、納付通知書により、毎月1期づつ最寄りの銀行など金融機関の窓口およびコンビニエンスストアで納付していただきます（もしくは口座振替による納付）。

➤ 納付する額

特別徴収への変更後は1回の年金支給額から2か月分の介護保険料が天引きになりますので、直接納付される必要はありません。